

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成30年4月4日（平成30年（行個）諮問第64号）

答申日：平成31年4月8日（平成31年度（行個）答申第1号）

事件名：本人に係る平成28年度税理士試験（相続税法）の成績の記録された文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成28年度第66回税理士試験（相続税法）における受験者の成績（点数及び順位）の記録されたファイル（本人部分）（ただし，解答用紙を除く。）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，その一部を不開示とした決定については，不開示とされた部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，平成29年11月20日付け官人6-53により国税庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，原処分を取り消し，保有個人情報の全部開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，以下のとおりである（意見書については省略）。

処分庁の主張するところによると，得点部分を開示すれば，受験者の再現答案と得点の分析，受験予備校等の技術により「機械的，断片的知識しか有しない者が高得点を獲得する可能性が高くなることから，税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定するという税理士試験の目的が達せられなくなるおそれがある。」としているのであるが，これはおよそ実現不可能な仮定である。税理士試験は，科目ごとに大問2問，さらにこれが無数の小問の組み合わせで構成され，答案用紙をみれば分かるとおり，記述量は膨大である。それに対して開示の対象となっている得点は答案の全体に対して与えられる評価に過ぎないから，これらをいかに高度な技術をもって分析しようとも，どの問のどの記述に対し何点が与えられたのか推測するというのはできるはずがない。よって，開示をしたところで現実的には何の支障も生じない。

また，「質問や照会が増加すること」というのは，本件開示をしないこ

との理由として明らかに不適切であるというべきである。本件とは別の開示請求における処分庁の説明で、「事務局には、日常的に受験者等から税理士試験に関する質問や照会等が電話等で多数寄せられており、」としているが、そのような問合せが多数あるのは、試験実施機関として当然期待される情報開示を国税庁が行っていないからだと考えられる。正解すらはっきりしない不適切な問題が出題されていること、採点基準が不明瞭であることが、質問や照会が多いことの原因であり、本件不開示部分を開示することと、国税庁のいう「質問や照会等が増加する蓋然性」との間には関係性が認められない。さらに、質問や照会に対応することは試験実施機関が当然行うべき業務として、受忍義務の範囲内である。

ところで、法律・会計分野の国家試験である司法試験、公認会計士試験では、試験科目ごとの得点はおろか、大問ごとの得点、偏差値、順位、全受験者の得点分布等が試験実施機関から公表されている。長年そのような情報開示がされていても試験の実施には何の支障もなく続けられているのであるから、税理士試験でも同様の開示が行われてしかるべきである。これらの試験と比較しても、税理士試験には得点情報を秘匿しなければならない理由があるというのであれば、これら試験と税理士試験との性質的な違いについて合理的な説明をするべきである。税理士試験では、得点以外にも模範解答や採点基準が公表されていない等、同種の試験と比べても、情報開示の面で明らかに劣っており、試験問題や採点の適切性について強い疑いが生じている。他の試験で前述したような情報開示を行っているのは、試験の妥当性について少しでも外部から検証できるようにして、試験が公正に実施されていることを担保しようとしているものである。適切な試験には適切な情報開示が必要であり、受験者の得点开示というのは、これらの中でも最低限のレベルのことである。

以上のことから、処分庁の主張する不開示とした理由は失当であり、不開示とされた得点部分を開示するべきである。

なお、本件審査に当たり付け加えるべき点として、本件処分に先行する当初の処分における処分庁の理由説明書では、「特定の受験者の情報のみを出力することは技術的に不可能である」としていたものが、本件処分では一転して部分開示が行われることとなった。この方針の転換、一貫性のなさは、処分庁が真の理由から結論を導いているのではなく、「開示したくない」という結論が先にあって、開示しないで済むような理由を後から創っているからこういうことになるのではないだろうか。審査においては、処分庁を擁護する立場にくみすることなく、公正な審査を行っていただけるよう要望する。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件開示請求等について

本件開示請求は、処分庁に対して「平成28年度第66回税理士試験（相続税法）における受験者の成績（点数及び順位）の記録されたファイル（本人部分）（ただし、解答用紙を除く。）」（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の開示を求めらるるものである。

なお、処分庁は、本件開示請求に対して、平成29年2月15日付け官人6-20「保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）」により不開示とする決定をしたが、平成29年11月20日付け官人6-51の裁決により、当該処分が取り消された。

このため、処分庁は、同日付け官人6-53により、その一部については、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するとして、法18条1項に基づき一部開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消し、保有個人情報の全部開示を求めていることから、以下、原処分で不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

## 2 税理士試験制度について

### (1) 税理士試験の目的及び実施機関

税理士試験は、税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として、会計学（簿記論及び財務諸表論）と税法（所得税法、法人税法、相続税法、消費税法又は酒税法、国税徴収法、地方税法のうち住民税又は事業税に係る部分並びに地方税法のうち固定資産税に係る部分）に属する11科目について行われており（税理士法6条）、第67回税理士試験については、平成29年8月8日から10日に実施されている。

税理士試験は、国税審議会が行うこととなっており（税理士法12条）、このため国税審議会には税理士試験の問題の作成若しくは採点を行う、試験委員が置かれている（国税審議会令2条3項）。

試験委員は、豊富な実務経験や学識経験を有した者が任命されており、採点に当たっては、8月頃から10月頃の期間のうち約2か月かけて、自己の専門的知見に基づき、個々の答案について、単に結果のみでなく、解答を導き出す思考過程や計算過程なども十分に考慮するなど、税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定しており、その公平性及び妥当性が確保されるよう十分注意しながら行っている。

国税審議会には、税理士法の規定により国税審議会の権限に属させられた事項を処理する分科会として、税理士分科会が置かれ（国税審議会令6条）、税理士分科会の税理士試験に関する庶務は、国税庁長官官房人事課試験係（以下「事務局」という。）がつかさどる（国税庁事務分

掌規則 30 条)。

事務局は、税理士試験に係る物品や役務の調達などの事務から、税理士試験受験者の問合せ等の対応、税理士試験の免除手続の処理など的一切の庶務を係長及び主任の 2 名のみで行っている。

## (2) 税理士試験における成績通知の概要

税理士試験は記述式による筆記の方法により行い、各科目とも合格基準点は満点の 60 パーセントである(税理士法施行令 6 条)。合格科目が会計学に属する 2 科目及び税法に属する 3 科目(所得税法又は法人税法は必修)の合計 5 科目に達したときに合格者となる。税理士試験は科目合格制をとっており、一度に 5 科目受験する必要はなく、一度合格した科目については、申請により、その後に行われる試験において当該科目の試験を免除される(税理士法 7 条 1 項)。

成績については、合格科目が 5 科目(免除科目を含む。)に達した者には合格証書で通知し、その他の受験者には、合格科目については税理士試験等結果通知書で合格した旨を通知し、不合格科目については得点を A から D (A = 59 ~ 50, B = 49 ~ 40, C = 39 ~ 30, D = 29 ~ 0) のランクで表示した税理士試験結果通知書を郵送している。

## 3 本件文書における不開示部分について

本件文書は、審査請求人が受験した平成 28 年度第 66 回税理士試験(相続税法)における受験者の成績(点数及び順位)の記録されたファイル(本人部分)(ただし、解答用紙を除く。)であり、本件不開示部分は、不合格者に対して一律に得点を通知していない本人の受験科目別得点が記載された部分である。

## 4 本件不開示部分の不開示情報該当性について

原処分時点における本件不開示部分の不開示情報該当性は、以下(1)から(4)のとおりである。

### (1) 税理士試験では問題用紙及び計算用紙の持ち帰りを認めていることから、試験時間中に受験者が解答内容をこれらに控え、試験後に自らの答案を再現することが可能であり、受験者がこれらの控えや記憶から再現した答案(以下「再現答案」という。)について予備校の解答速報と照合し、自己採点をすることは一般的に行われている。

税理士試験は、上記 2 (1) のとおり、税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的としているところ、本件不開示部分を開示すれば、再現答案の内容と当該答案に与えられた得点との分析、同様の開示請求を行った他の開示請求者との情報交換、再現答案と得点の収集・分析を行った受験予備校等の受験技術により、合格しやすい答案を作成するためのノウハウが編み出され、機械的、断片的知識しか有しない者が高得点を獲得する可能性が高くなるこ

とから、税理士試験の目的が達せられなくなるおそれがある。

- (2) また、税理士試験の答案に対する採点については、税理士試験の目的を達するため、試験委員が、自己の専門的知見に基づき、個々の答案について、単に結果のみでなく、解答を導き出す思考過程や計算過程なども十分に考慮するなど、柔軟な評価がなされる必要があることから、答案の具体的な採点は試験委員の裁量に委ねられている。

具体的には、試験委員は、採点に当たり、各受験生が独自に表現した答案について、自己の専門的知見に基づき、最終の結果（論述問題であれば結論、計算問題であれば計算結果）のみならず、途中の計算過程や思考過程を十分反映させるよう配意して採点し、受験者が出題のポイントを正しく理解しているかどうかの判定を行っている。

本件不開示部分を開示すれば、試験問題、再現答案の内容及び開示された得点を基にし、試験結果に不満を持つ受験者等が、試験委員及び事務局に対し、自己の答案に係る採点の当否等に関する質問、照会、苦情等を行う件数がこれまで以上に増加すると予想され、それぞれの有する業務に支障が生じるおそれがある。加えて、後に生じる個々の受験者からの苦情や非難を回避することを考慮するあまり、試験委員が答案に対して適正な評価を与えることが困難になり、問題作成においても税理士となるのに必要な学識及び応用能力を問うような良問の作成が困難になり、事後の問合せ等に対して画一的に回答できるよう、形式的な採点が可能な問題作成に陥るおそれがあるほか、試験委員の負担が増すことで、優秀な学者や実務家が試験委員の就任に応じてくれなくなる等から、税理士試験の目的が達せられなくなるおそれがある。

- (3) さらに、一律に得点を通知していない平成28年度税理士試験について本件不開示部分を開示することとした場合、各々の受験者が自己の得点に係る開示請求を行うことが想定され、平成28年度税理士試験のべ受験者数が49,245人であることを踏まえると、その場合には、上記2の(1)のとおり2名の担当職員で実施している事務局において、たとえ開示決定等の期限を延長して対応したとしても、通常の税理士試験事務への影響がないとはいえず、税理士試験の執行に支障を来すおそれがある。

- (4) 以上のことから、本件不開示部分を開示することで、税理士試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。

## 5 結論

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、本件不開示部分は法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められるため、原処分において不開示としたことは妥当であると判断する。

- 6 なお、「(参考)平成30年度以降の税理士試験について 平成30年度以降の税理士試験においては、不合格科目に係る受験科目別得点を受験者に通知するため、予算を措置し、システムを改修する予定であるなど運用を変更しており、その旨を平成30年4月3日に国税庁ホームページで公表している。」と理由説明書に記載されている。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |             |                   |
|-------------|-------------------|
| ① 平成30年4月4日 | 諮問の受理             |
| ② 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ 同月25日     | 審議                |
| ④ 同年5月7日    | 審査請求人から意見書を收受     |
| ⑤ 同年6月28日   | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ 平成31年4月4日 | 審議                |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙に掲げる部分(本件不開示部分)を法14条7号柱書きに該当するとして不開示とする決定(原処分)を行った。

これに対し、審査請求人は、本件不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、本件不開示部分には審査請求人本人が受験した第66回税理士試験の相続税法に係る得点が記録されていることが認められる。

(2) 諮問庁は、税理士試験の税法に属する科目の概要及び本件不開示部分の不開示情報該当性について、以下のとおり説明する。

ア 税法に属する科目は、大問2問で構成され、答えは記述式による筆記で行うものとなっており、小問ごとの配点は公表されておらず、原処分時点においては、合否及び不合格科目に係る得点のランクが各受験者に通知されていたが、平成30年度からは、不合格科目に係る得点のランクに代えて得点を通知することとなった。

イ 上記第3の4に述べたとおり、本件不開示部分を開示すれば、①再現答案と得点の収集・分析を行った受験予備校等の受験技術等により、合格しやすい答案を作成するためのノウハウが編み出され、機械的、断片的知識しか有しない者が高得点を獲得する可能性が高くなることから、税理士試験の目的が達せられなくなるおそれがあること、②試

験問題，再現答案の内容及び開示された得点を基にし，受験者等による試験委員に対する自己の答案に係る採点の当否等に関する苦情件数が増加すると予想され，加えて，このような苦情や非難を回避することを考慮するあまり，試験委員が答案に対して適正な評価を与えることが困難になり，問題作成においても税理士となるのに必要な学識及び応用能力を問うような良問の作成が困難になり，事後の問合せ等に対して画一的に回答できるよう，形式的な採点が可能な問題作成に陥るおそれがあること等から，税理士試験の目的が達せられなくなるおそれがある。

(3) そこで検討すると，本件不開示部分に記録されているのは受験科目別得点であり，大問ごとの評点は開示されておらず，本件不開示部分に含まれてもいない。また，原処分時点において，合否及び不合格科目に係る得点のランクが各受験者に通知されていたことを併せ考えると，得点を開示することによって，諮問庁が説明する，上記(2)イの①のおそれを生じさせる程の詳細な分析が可能になるとも思われず，また，上記(2)イの②のおそれを生じさせる程の具体的な苦情等が受験生等から寄せられるとも考え難い。

(4) 以上のことから，本件不開示部分は，これを開示しても，税理士試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないから，法14条7号柱書きに該当せず，開示すべきである。

### 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象保有個人情報につき，その一部を法14条7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については，不開示とされた部分は，同号柱書きに該当せず，開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子

別紙 本件不開示部分

平成28年度第66回税理士試験における本人の得点が記載された部分